

# 会計年度任用職員登録者の募集（教育総務課）

次の職種において、欠員が生じた場合に任用候補者とするものです。採用にあたっては、面接を実施いたします。

## 【職 種】

- ①学校事務員
- ②学校校務員
- ③学校給食配膳員

以下、上記各番号で、該当の職種を表記します。

## 【説明事項】

- ・勤務内容 ① 学校の予算や消耗品の管理、来校者や電話への応対等  
② 校舎の開錠や清掃作業、廃棄物の片付け、校庭等の整備等  
③ 給食の配膳、給食で出るごみの処理および配膳室の清掃等
- ・任用期間 ①②③任用開始から令和6年3月31日  
※次年度に同一の勤務内容の職が設置され、勤務実績が良好である場合に限り、再度の任用を行う場合があります。
- ・勤務日 ①・②月～金曜日のうち2日ないし3日（2名による交替勤務）  
※勤務は、配置校の校長と相談の上、あらかじめ割り振られた日とする  
③ 月～金曜日の給食がある日
- ・勤務時間 ① 8時15分～16時30分(休憩45分を含む) 実働7時間30分  
※8月は、8時15分～12時15分(休憩なし) 実働4時間  
② 7時30分～15時15分(休憩45分を含む) 実働7時間  
③ 10時30分～14時30分のうち3時間30分(休憩15分)  
実働3時間15分  
※勤務の始業時間は配置校の校長と相談の上、学校の勤務体制に従う
- ・報酬 ①・②・③ 時給1,033円～ ※本市における同一職の経験による加算あり
- ・期末手当 任用の時期により、対象になる場合があります。
- ・昼食 学校給食(代金は自費)
- ・身分 狭山市教育委員会 第1号会計年度任用職員(パートタイム)
- ・費用弁償 通勤手当相当分を支給(狭山市職員の通勤手当に準じる)  
※車通勤の場合、行政財産使用料の徴収あり(勤務校により金額は異なります。)

- ・ 休暇休業 市条例及び規則に基づき付与
- ・ 災害補償 労働災害補償保険又は市条例による補償(けがをした場合等に適応となります。)
- ・ 服務規律 正規職員と同様、次の服務が課されるとともに、懲戒処分等の対象となります。

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ・ 服務の宣誓               | ・ 守秘義務       |
| ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ・ 政治的行為の制限   |
| ・ 職務専念義務              | ・ 争議行為等の禁止   |
| ・ 信用失墜行為の禁止           | ・ 営利企業への従事制限 |

※職員が、営利企業と仕事の掛け持ちをする場合には、職務の公正性が確保されているか、職務専念義務に支障がないか、合計した週の勤務時間が法定勤務時間を超えていないかを確認するため、事前に届出が必要になります。

### 【申請について】

- ・ 申請期間 随時
- ・ 申請場所 登録申込書にご記入の上、狭山市役所5階教育総務課までお越してください。
- ・ 受付時間 9：00～17：00（12：00～13：00は除く）  
※土・日・祝日は除く
- ・ 必要書類 ・ 登録申込書（教育総務課窓口及びホームページよりダウンロードにより入手できます。）

### 【任用について】

- ・ 任用方法 登録申込書による書類確認・面接の実施  
※各職種に欠員が生じた場合、面接実施に関するご連絡をいたします。

### 【その他】

学校給食配膳員については、任用にあたり月2回の保菌検査が必要となります。検査費用については公費で負担します。

問い合わせ

狭山市教育委員会 教育総務課

電話：04-2953-1111（代表）内線：5631～5633

F A X：04-2954-8671（教育委員会）

E-mail：koyoiksom@city.sayama.saitama.jp